

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 熊本県

農業委員会名： 合志市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和4年4月1日

任期満了年月日 令和7年3月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	13
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	23	22	22

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	595
農業経営体数	447

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	763
女性	331
40代以下	124

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	271
基本構想水準到達者	59
認定新規就農者	14
農業参入法人	48
集落営農経営	13
特定農業団体	0
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	780	1,230				2,010

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	2,080 ha	1,253 ha	60.2 %
課題	大型機械での営農に適するような条件が良い農地に空きは無く、条件不利地が借り手が付かない状況にある。圃場整備の計画がある地区もあるが、地権者の同意得られず思うように話が進んでいない。機構集積協力金を始めとした補助金制度について周知を図り、農地集積に努めていかなければならない。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和11年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	59 ha	農地面積(C)	2,080 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,312 ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)/(C)	63.1 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	-43 ha	農地面積(F)	2,010 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,210 ha	今年度末の集積率(H)=(G)/(F)	60.2 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	-72.9 %		

農業委員会の点検結果	本市においては、隣町である菊陽町へのTSMCの進出の影響及び高規格道路の整備等により、担い手に集積された優良農地を中心として、急速に農地が減少しており、前年度からの1年間で70haの農地面積の減少となっている。こういったマイナス要因の影響が非常に大きく、新規集積目標の達成には及ばず、集積率で見れば現状維持という結果であった。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	14.5 ha	6.5 ha	8.0 ha
生産性が低い条件不利地が遊休農地化している傾向にあり、解消が難しい状況にある。そのため、日頃からの委員の農地の見守り活動を通して遊休農地の発生防止に努めていく必要がある。			

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	5.6 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	1.1 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	3.4	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	集団的に黄区分となっている農地から優先的に解消に取り組む。
-------------------------	-------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	2.8	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	255.5%	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	—
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	1.2	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	8月		11月	
1号遊休農地の面積	8.3	ha	うち緑区分の遊休農地	3.7 ha
			うち黄区分の遊休農地	4.6 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	2月		3月	

農業委員会の点検結果	日常の委員活動による農地の見守り活動により、不耕作地を発見したら遊休農地化する前に早めの声掛けを行い、遊休農地の発生防止に努めていく取組みを強化していかなければならない。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
		5 経営体	8 経営体
	2.2 ha	7.5 ha	1.4 ha
課題	新規就農に要する資金や農地の確保が難しい面があり、新規就農者が増加しない要因となっている。市農政課と連携し、様々な融資や補助事業について周知を行うと併し、新規就農者への貸付可能な農地の確保に努め、新規就農を目指しやすい環境整備を行っていく必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	128 ha	109 ha	85 ha	107 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	10.8 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		5.4	ha
公表URL	—	(その他の公表方法)	事務局窓口にて備付けて公表
目標に対する達成状況(B)/(A)		50.0	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	12 経営体
		取得農地面積	6.6 ha

農業委員会の点検結果	本市においては、隣町である菊陽町へのTSMCの進出の影響及び高規格道路の整備等により優良農地が減少しており、農地不足の状況にある。そういった状況において、当初目標の半分とは言え貸付の同意が得られたことについては、厳しい状況の中で最大限の成果を上げることが出来たと考える。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の人数	22 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	5 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月～8月	遊休農地の解消	全委員によるタブレット端末を活用した利用状況調査を実施し、遊休農地の地権者・耕作者に早めの声掛け・改善指導を行う。
11月～12月	遊休農地の解消	利用状況調査により確認した遊休農地の地権者及び耕作者に対し、利用意向調査書を配付し、回答を得る。未回答者宅へは委員の戸別訪問等により回収率の向上を図る。
2月	農地の集積	地権者からのあっせん申し出があっているものの未だ借り手がついていない農地について、利用権の設定に繋がるよう、改めて各担当区域内でのあっせん活動を強化する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	2 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
7月	遊休農地の解消	今年度の利用状況調査から、新たにタブレットを活用した調査方法を導入するにあたり、農業委員・農地利用最適化推進委員のタブレット操作のスキルアップを図るため、タブレット操作研修会を開催し、調査結果の入力や現地写真の撮影等、具体的な操作方法について学習し、併せて遊休農地の分類についても委員間のばらつきが生じないよう、判定基準について改めて理解を深めた上で利用状況調査を実施した。
8月	遊休農地の解消	農業委員・農地利用最適化推進委員が農地利用状況調査を行い、やがて遊休農地になりそうな不耕作地の地権者・耕作者に声掛けを行い、遊休農地の未然防止に努めた。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	3 回
---------------	-----

開催時期	未定(年間3回程度)	相談会名	新規就農者への就農後のサポート
参加者数	10人	開催場所	新規就農者の圃場
相談会の内容	就農後間もない新規就農者の圃場に出向き、営農状況や今後の計画について聞き取りを行い、先輩農業者としての知識・経験を元にアドバイスや激励を行うと共に、農地あっせんの相談に応じる等、安定した農業経営が行って行けるよう、新規就農者に寄り添った支援を行っていく。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	3 回
---------------	-----

開催時期	10月、3月	相談会名	新規就農者への就農後のサポート
参加者数	10人	開催場所	新規就農者の圃場
相談会の内容	就農後間もない新規就農者の圃場に出向き、営農状況や今後の計画について聞き取りを行い、先輩農業者としての知識・経験を元にアドバイスや激励を行うと共に、農地あっせんの相談に応じる等、安定した農業経営が行って行けるよう、新規就農者に寄り添った支援を行った。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	3
目標に対し期待を上回る結果が得られた	16
目標に対して期待どおりの結果が得られた	12
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	6

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 熊本県
 農業委員会名： 合志市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4月に定例総会とは別に委員就任後の初総会を開催した

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		25 件	うち許可	25 件
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20 日
	処理期間(平均)	22 日	申請書締切日の公表	公表している
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表
				公表している
				していない

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定		
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任		
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任		
1年間の処理件数	80 件	うち許可相当	80 件	うち不許可相当
			0 件	
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)
				22 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	2,010 ha	0.2 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	定期的な現地確認、本人への口頭指導	
実 績	違反転用解消面積	0.3 ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入